

○習志野市建築関係手数料条例

別表（第2条）抜粋

項	種類	区分			単位	金額	
1	確認申請又は 計画通知手数料	建築基準法 (昭和25 4年法律第2 01号。以 下「法」と いう。)第 6条第1項 (法第87 条第1項に おいて準用 する場合を 含む。)の 規定による 確認の申請 又は法第1 8条第2項 (法第87 条第1項に おいて準用 する場合を 含む。)の 規定による 計画の通知 に対する審 査	法第6条の	床面積の合計が	1件に	15,000円	
			4第1項各	100平方メー	つき		
			号に掲げる	トル以内のもの			
			建築物(建	床面積の合計が	1件に	28,000円	
築基準法施	100平方メー	つき					
行令(昭和	トルを超え20						
25年政令	0平方メートル						
第338	以内のもの						
号。以下「政	床面積の合計が	1件に	36,000円				
令」とい	200平方メー	つき					
う。)第1	トルを超えるも						
0条第1項	の						
第2号に掲							
げる建築物							
を除く。以							
下「確認特							
例建築物」							
という。)							
の場合							
	確認特例建	床面積の合計が	1件に	20,000円			
	築物以外の	100平方メー	つき				
	建築物にお	トル以内のもの					
	いて法第8	床面積の合計が	1件に	35,000円			
	7条の4の	100平方メー	つき				
	昇降機に係	トルを超え20					
	る部分が含	0平方メートル					

		まれない場	以内のもの		
		合	床面積の合計が 200平方メ トルを超え30 0平方メート ル以内のもの	1件につき	45,000円
			床面積の合計が 300平方メ トルを超え1,0 00平方メート ル以内のもの	1件につき	73,000円
			床面積の合計が 1,000平方メ ートルを超え2, 000平方メー トル以内のもの	1件につき	104,000円
			床面積の合計が 2,000平方メ ートルを超え1 0,000平方メ ートル以内のも の	1件につき	291,000円
			床面積の合計が 10,000平方 メートルを超え 50,000平方 メートル以内の もの	1件につき	426,000円
			床面積の合計が	1件につき	830,000円

			<p>50,000平方 メートルを超 えるもの</p>	<p>つき 00円</p>
	<p>確認特例建 築物以外の 建築物にお いて法第8 7条の4の 昇降機に係 る部分が含 まれる場合</p>		<p>確認特例建築物以外の建築物にお いて法第87条の4の昇降機に係る部 分が含まれない場合の区分に定める 額に、法第87条の4において準用す る法第6条第1項の規定による確認 昇降機に係る申請又は法第18条第2項の規定 による計画の通知に対する審査の区 分に応じ、それぞれ金額の欄に定める 額を加算した額</p>	
		<p>(摘要)</p>	<p>1 建築物を建築する場合(摘要の2に規定する場合及び移 転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る 部分の床面積について算定する。</p> <p>2 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築 物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合 計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の 1(床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分 の床面積)について算定する。</p> <p>3 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模 様替をし、又はその用途を変更する場合(摘要の4に規定 する場合を除く。)の床面積の合計は、当該移転、修繕、 模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に ついて算定する。</p> <p>4 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築 物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替を し、又はその用途を変更する場合の床面積の合計は、当該</p>	

計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の確認申請手数料の額は、この項に定める額に、第91項で定める手数料額を加算した額とする。

法第87条の4において準用する	建築設備を設置する場合（確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき	23,000円
法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機	1基につき	9,000円
法第88条第1項又は第2項にお	工作物を築造する場合（確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を	小荷物専用昇降機	1基につき	11,000円
		小荷物専用昇降機	1基につき	7,000円
		小荷物専用昇降機	1基につき	21,000円

		いて準用す る法第6条 第1項の規 定による確 認の申請又 は法第18 条第2項の 規定による 計画の通知 に対する審 査	築造する場合を除く。)				
			確認済証の交付を受けた工 作物の計画を変更して工作 物を築造する場合		1基につき	9,000 円	
2	完了検査申請 又は工事完了 通知手数料	法第7条第 1項の規定 による完了 検査の申請 又は法第1 8条第20 項の規定に よる工事完 了の通知に 対する検査	法第7条第 3項の特定 工程に係る 建築物以外 の建築物の 場合	確認特 例建築物の 場合	床面積の合 計が100 平方メー トル以内の もの	1件につき	21,000 円
					床面積の合 計が100 平方メー トルを超え2 00平方メ ートル以内 のもの	1件につき	30,000 円
					床面積の合 計が200 平方メー トルを超える もの	1件につき	42,000 円
				確認特	床面積の合	1件につき	28,000 円

			例建築物が以外 の建築物 物にお いて法 第87 条の4 の昇降 機に係 る部分 が含ま れない 場合	計が100 平方メ ートル 以内の もの	つき	0円
				床面積の 計が100 平方メ ートル を超え 200平 方メ ートル 以内 のもの	1件に	38,000 0円
				床面積の 計が200 平方メ ートル を超え 300平 方メ ートル 以内 のもの	1件に	54,000 0円
				床面積の 計が300 平方メ ートル を超え 1,000 平方メ ートル 以内 のもの	1件に	88,000 0円
				床面積の 計が1,0 00平方メ	1件に	113,000 0円

				<p>メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	
				<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき199,000円</p>
				<p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき315,000円</p>
				<p>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき632,000円</p>
				<p>確認特例建築物以外</p>	<p>確認特例建築物以外の建築物において法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の</p>

			の建築区分に定める額に、法第87条物におの4において準用する法第7条いて法第1項の規定による完了検査の第87申請又は法第18条第20項の条の4規定による工事完了の通知に對の昇降する検査の区分に応じ、それぞれ機に係れ金額の欄に定める額を加算する部分た額が含まれる場合		
		法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の場合	確認特別建築物の場合	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき19,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき27,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1件につき39,000円
			確認特別	床面積の合計	1件につき25,000円

			例建築	計が100	つき	0円
			物以外	平方メー		
			の建築	ル以内の		
			物にお	の		
			いて法	床面積の	合1件に	35,00
			第87	計が100	つき	0円
			条の4	平方メー		
			の昇降	ルを超え	2	
			機に係	00平方メ		
			る部分	ートル以	内	
			が含ま	のもの		
			れない	床面積の	合1件に	51,00
			場合	計が200	つき	0円
				平方メー		
				ルを超え	3	
				00平方メ		
				ートル以	内	
				のもの		
				床面積の	合1件に	85,00
				計が300	つき	0円
				平方メー		
				ルを超え		
				1,000		
				平方メー		
				ル以内の		
				もの		
				床面積の	合1件に	106,0
				計が1,0	つき	00円
				00平方メ		

				<p>一トルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	
				<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき182,000円</p>
				<p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき299,000円</p>
				<p>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき615,000円</p>
				<p>確認特例建築物以外の建築物において法第87条の4</p>	<p>確認特例建築物以外の建築物において法第87条の4</p>

			<p>の昇降機に係る部分が含まれる場合</p>		<p>の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分に定める額に、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事完了の通知に対する検査の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を加算した額</p>
<p>(摘要)</p> <p>1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p>					
<p>法第87条の4において準用する法</p>		<p>小荷物専用昇降機以外の建築設備</p>	<p>1 基につき</p>	<p>36,000</p>	<p>円</p>
<p>第7条第1項の規定による申請に対する完了検査の申請又は法第18条</p>		<p>小荷物専用昇降機</p>	<p>1 基につき</p>	<p>19,000</p>	<p>円</p>

		第 20 項の規定による工事完了の通知に対する検査				
		法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 7 条第 1 項の規定による完了検査の申請又は法第 18 条第 20 項の規定による工事完了の通知に対する審査			1 基につき	22,000 円
3	中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	法第 7 条の 3 第 1 項の規定による中間検査の申請又は法第 18 条第 28 項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	確認特例建築物の場合	中間検査を行う部分の床面積の合計が 100 平方メートル以内のもの	1 件につき	19,000 円
				中間検査を行う部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	1 件につき	24,000 円
				中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	1 件につき	32,000 円
				確認特例建築物以外の建築物	中間検査を行う部分の床面積の合計が 100 平方メートル以内	1 件につき

		物の場	のもの		
		合	中間検査を行う 部分の床面積の 合計が100平 方メートルを超 え200平方メ ートル以内のも の	1件につき	31,000円
			中間検査を行う 部分の床面積の 合計が200平 方メートルを超 え300平方メ ートル以内のも の	1件につき	41,000円
			中間検査を行う 部分の床面積の 合計が300平 方メートルを超 え1,000平方 メートル以内の もの	1件につき	58,000円
			中間検査を行う 部分の床面積の 合計が1,000 平方メートルを 超え2,000平 方メートル以内 のもの	1件につき	79,000円

			中間検査を行う 部分の床面積の 合計が2,000 平方メートルを 超え10,000 平方メートル以 内のもの	1 件 に つき	1 6 5 , 0 0 0 円
			中間検査を行う 部分の床面積の 合計が10,00 0平方メートル を超え50,00 0平方メートル 以内のもの	1 件 に つき	2 6 7 , 0 0 0 円
			中間検査を行う 部分の床面積の 合計が50,00 0平方メートル を超えるもの	1 件 に つき	5 5 9 , 0 0 0 円
4	検査済証の交付を受ける前における特定行政庁に対する建築物等の仮使用認定申請手数料	法第7条の6第1項第1号又は第18条第38項第1号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査		1 件 に つき	1 4 4 , 0 0 0 円
5	検査済証の交付を受ける前における建築	法第7条の6第1項第2号又は第18条第38項第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において		1 件 に つき	1 4 4 , 0 0 0 円

	主事に対する建築物等の仮使用認定申請手数料	て準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査		
6	道路位置指定等申請手数料	法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定又は同項第2号若しくは第5号に規定する道路の変更若しくは廃止の申請に対する審査	1件につき	50,000円
7	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
8	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	1件につき	66,000円
9	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	1件につき	40,000円
10	道路内における建築認定申請手数料	法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
11	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
12	壁面線外における建築許可	法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円

	申請手数料			
13	用途地域における建築等許可申請手数料	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	1件につき	216,000円
		(摘要) 1 法第48条第16項第1号の規定に該当する場合の手数料の額は、144,000円とする。 2 法第48条第16項第2号の規定に該当する場合の手数料の額は、169,000円とする。		
14	特殊建築物等敷地許可申請手数料	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
15	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
16	建築物の容積率の特例許可申請手数料	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
17	建築物の建蔽	法第53条第4項又は第5項の規定に	1件につき	40,000円

	率の特例許可申請手数料	よる建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	つき	0円
18	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	40,000円
19	建築物の敷地面積の許可申請手数料	法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
20	建築物の高さの特例認定申請手数料	法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
21	建築物の高さの特例許可申請手数料	法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
22	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第55条第4項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
23	2以上の道路に面する場合の建築物の高さに関する制限の適用の緩和に係る認定申請手数料	法第56条第6項の規定による建築物の高さに関する制限の適用の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
24	日影による建	法第56条の2第1項ただし書の規定	1件につき	192,000円

	建築物の高さの 特例許可申請 手数料	による建築物の高さの許可の申請に対する審査	つき	00円
25	高架の工作物 内に設ける建 築物の高さに 関する制限の 適用除外に係 る認定申請手 数料	法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
26	高度地区にお ける建築物の 高さの特例許 可申請手数料	法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
27	高度利用地区 における建築 物の容積率、建 蔽率、建築面積 又は壁面の位 置の特例許可 申請手数料	法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
28	高度利用地区 における建築 物の各部分の 高さに関する 制限の適用除 外に係る許可 申請手数料	法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
29	敷地内に広い	法第59条の2第1項の規定による建	1件につき	192,000円

	空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	つき	00円
30	都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料	法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例に係る許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
31	特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	法第60条の3第1項ただし書の規定による建築物の高さの特例に係る許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
32	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度に関する特例許可申請手数料	法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
33	特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置に関する特例許可申請手数料	法第67条第5項第2号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円

	関する特例許可申請手数料			
34	特定防災街区整備地区における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第67条第9項第2号の規定による建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限等の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
35	景観地区における建築物の高さに関する特例許可申請手数料	法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
36	景観地区における建築物の壁面の位置に関する特例許可申請手数料	法第68条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
37	景観地区における建築物の敷地面積の最低限度に関する特例許可申請手数料	法第68条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
38	景観地区にお	法第68条第5項の規定による建築物	1件に	32,000

	ける建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	つき	0円
39	再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の建蔽率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
40	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	192,000円
41	開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第68条の3第7項の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円

	る認定申請手数料			
4 2	地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第68条の4の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき	32,000円
4 3	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例に係る認定申請手数料	法第68条の5の2の規定による建築物の容積率の特例に係る認定の申請に対する審査	1 件につき	32,000円
4 4	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する	法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件につき	192,000円

	る制限の適用 除外に係る許 可申請手数料			
45	区域の特性に 応じた高さ、配 列及び形態を 備えた建築物 の整備を誘導 する地区計画 等の区域内に おける建築物 の容積率又は 各部分の高さ の特例認定申 請手数料	法第68条の5の5第1項又は第2項 の規定による区域の特性に応じた高さ、 配列及び形態を備えた建築物の整備を 誘導する地区計画等の区域における建 築物の容積率又は各部分の高さの特例 の認定の申請に対する審査	1件につき	32,000 円
46	地区計画等の 区域内におけ る建築物の建 蔽率の特例認 定申請手数料	法第68条の5の6の規定による建築 物の建蔽率の特例に係る認定の申請に 対する審査	1件につき	32,000 円
47	予定道路に係 る建築物の容 積率の特例許 可申請手数料	法第68条の7第5項の規定による建 築物の容積率に関する特例の許可の申 請に対する審査	1件につき	192,000 円
48	仮設興行場等 建築許可申請 手数料	法第85条第6項の規定による仮設興 行場等の建築の許可の申請に対する審 査	1件につき	144,000 円
49	1年を超えて 使用する特別	法第85条第7項の規定による仮設興 行場等の建築の許可の申請に対する審	1件につき	192,000 円

	の必要がある 仮設興行場等 建築許可申請 手数料	査			
50	一団地内の1 又は2以上の 建築物に関する 特例認定申 請手数料	法第86条第1項 の規定による一団 地内の1又は2以 上の建築物に関す る特例の認定の申 請に対する審査	建築物の数が2以 下である場合	1件につき	94,000 円
			建築物の数が3以 上である場合	1件につき	94,000 円に2を 超える建築 物の数に3 4,000 円を乗じて 得た額を加 算した額
51	既存建築物を 前提として総 合的見地から した設計によ る建築物の特 例認定申請手 数料	法第86条第2項 の規定による一定 の一団の土地の区 域内の既存建築物 を前提として総合 的見地からした設 計による建築物に 関する特例の認定 の申請に対する審 査	建築物(建築等に係 る建築物に限る。以 下この項において 同じ。)の数が1で ある場合	1件につき	94,000 円
			建築物の数が2以 上である場合	1件につき	94,000 円に1を 超える建築 物の数に3 4,000 円を乗じて 得た額を加 算した額
52	一団地内の1 又は2以上の	法第86条第3項 の規定による広い	建築物の数が2以 下である場合	1件につき	252,000 円

	建築物に関する特例許可申請手数料	空地进行を有する一団地内の1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の数が3以上である場合	1件につき	252,000円に2を超える建築物の数に34,000円を乗じて得た額を加算した額
53	既存建築物を前提として総合的見地からした設計による建築物の特例許可申請手数料	法第86条第4項の規定による広い空地进行を有する一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提として総合的見地からした設計による建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(建築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件につき	252,000円
			建築物の数が2以上である場合	1件につき	252,000円に1を超える建築物の数に34,000円を乗じて得た額を加算した額
54	公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料	法第86条の2第1項の規定による建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件につき	94,000円
			建築物の数が2以上である場合	1件につき	94,000円に1を超える建築

					物の数に3 4,000 円を乗じて 得た額を加 算した額
55	公告認定対象 区域内におけ る建築物の各 部分の高さ又 は容積率の特 例許可申請手 数料	法第86条の2第 2項の規定による 建築物の各部分の 高さ又は容積率に 関する特例の許可 の申請に対する審 査	建築物(新築又は増 築等に係る建築物 に限る。以下この項 において同じ。)の 数が1である場合  建築物の数が2以 上である場合	1件に つき  1件に つき	252,0 00円  252,0 00円に1 を超える建 築物の数に 34,00 0円を乗じ て得た額を 加算した額
56	公告許可対象 区域内におけ る建築物の新 築又は増築等 許可申請手数 料	法第86条の2第 3項の規定による 建築物の新築又は 増築等の許可の申 請に対する審査	建築物(新築又は増 築等に係る建築物 に限る。以下この項 において同じ。)の 数が1である場合  建築物の数が2以 上である場合	1件に つき  1件に つき	252,0 00円  252,0 00円に1 を超える建 築物の数に 34,00 0円を乗じ

				て得た額を 加算した額
57	1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料	法第86条の5第1項の規定による1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	1件につき	8,000円に現に存する建築物の数に14,000円を乗じて得た額を加算した額
58	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第86条の6第2項の規定による一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
59	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	政令第137条の12第11項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
60	道路内における	政令第137条の12第12項の規定	1件につき	32,000円

	る建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	つき	0円
6 1	建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請手数料	政令第137条の16第2号の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
6 2	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画認定申請手数料	法第86条の8第1項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	1件につき	144,000円
6 3	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画変更認定申請手数料	法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	144,000円

64	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請手数料	法第87条の2第1項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	1件につき	144,000円
65	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請手数料	法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	1件につき	144,000円
66	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可申請手数料	法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円
67	大規模な建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例(昭和36年千葉県条例第39号。以下「施行条例」という。)第5条ただし書の規定による大規模な建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円

68	特殊建築物の路地状の部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	施行条例第7条ただし書の規定による特殊建築物の路地状の部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
69	学校等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	施行条例第8条ただし書の規定による学校等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
70	4階以上の階に設ける教室等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	施行条例第12条ただし書の規定による4階以上の階に設ける教室等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
71	興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請	施行条例第14条第3項の規定による興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円

	手数料			
7 2	興行場等の用途に供する建築物に関する規定の適用除外に係る認定申請手数料	施行条例第22条の3の規定による興行場等の用途に供する建築物に関する規定の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
7 3	物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する適用除外に係る認定申請手数料	施行条例第23条第3項の規定による物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
7 4	共同住宅等の用途に供する建築物の周囲の空地に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	施行条例第39条第3項第2号の規定による共同住宅等の用途に供する建築物の周囲の空地に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円
7 5	共同住宅等の主要出入口と道との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手	施行条例第40条第1項第2号の規定による共同住宅等の主要出入口と道との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円

	数料						
76	木造長屋の階数に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	施行条例第42条第3項の規定による木造長屋の階数に関する特例の条件の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円			
77	車庫等の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	施行条例第44条第3項の規定による車庫等の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円			
78	既存建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料	施行条例第51条第5項の規定による既存建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき	32,000円			
79	地区計画特例許可申請手数料	習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年条例第22号)第5条第1項の規定による建築物(公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものを除く。)の用途に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	142,000円			
80	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平	申請に係る長期優良住宅建	新築	一戸建の住宅	1件につき	8,000円
		住宅建	築		共同住宅等(共同住宅、長屋その他	1件につき	15,000円

	成 20 年法 律 第 8 7 号。以下「長 期優良住宅 普及促進 法」とい う。) 第 5 条第 1 項か ら第 5 項ま での規定に よる長期優 良住宅建築 等計画の認 定の申請に 対する審査	築等計 画が、住 宅の品 質確保 の促進 等に関 する法 律（平成 11 年 法律第 81 号。 以下「品 確法」と いう。） 第 5 条 第 1 項 に規定 する登 録住宅 性能評 価機関 （以下 「登録 住宅性 能評価 機関」と いう。） により 長期優	の一戸建の住宅 以外の住宅をい う。以下同じ。） であって、建築物 全体の住戸の数が 5 戸以下のもの		
			共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が 5 戸を超え 10 戸 以下のもの	1 件につき	26,000 円
			共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が 1 0 戸を超え 25 戸以下のもの	1 件につき	41,000 円
			共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が 2 5 戸を超え 50 戸以下のもの	1 件につき	71,000 円
			共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が 5 0 戸を超え 10 0 戸以下のもの	1 件につき	116,000 円
			共同住宅等であ って、建築物全体 つき	1 件につき	193,000 円

		<p>良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものと認められたものである場合</p>	<p>の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</p>		
			<p>共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>241,000円</p>
			<p>共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>265,000円</p>
			<p>増築</p> <p>一戸建の住宅</p>	<p>1件につき</p>	<p>12,000円</p>
			<p>又は改築</p> <p>共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>23,000円</p>
			<p>共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>39,000円</p>
			<p>共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が1</p>	<p>1件につき</p>	<p>61,000円</p>

				0 戸を超え 2 5 戸以下のもの		
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が 2 5 戸を超え 5 0 戸以下のもの	1 件に つき	1 0 6 , 0 0 0 円
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が 5 0 戸を超え 1 0 0 戸以下のもの	1 件に つき	1 7 4 , 0 0 0 円
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が 1 0 0 戸を超え 2 0 0 戸以下のも の	1 件に つき	2 9 0 , 0 0 0 円
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が 2 0 0 戸を超え 3 0 0 戸以下のも の	1 件に つき	3 6 2 , 0 0 0 円
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が 3 0 0 戸を超える もの	1 件に つき	3 9 7 , 0 0 0 円

上 記 以 外 の 場 合	新 一 戸 建 の 住 宅	1 件 に つき	4 1 , 0 0 0 円
	共 同 住 宅 等 であ つて、建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 5 戸 以 下 の も の	1 件 に つき	1 0 0 , 0 0 0 円
	共 同 住 宅 等 であ つて、建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 5 戸 を 超 え 1 0 戸 以 下 の も の	1 件 に つき	1 6 0 , 0 0 0 円
	共 同 住 宅 等 であ つて、建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 1 0 戸 を 超 え 2 5 戸 以 下 の も の	1 件 に つき	3 1 7 , 0 0 0 円
	共 同 住 宅 等 であ つて、建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 2 5 戸 を 超 え 5 0 戸 以 下 の も の	1 件 に つき	5 7 7 , 0 0 0 円
	共 同 住 宅 等 であ つて、建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 5 0 戸 を 超 え 1 0 0 戸 以 下 の も の	1 件 に つき	1 , 0 0 5 , 0 0 0 円
	共 同 住 宅 等 であ つて、建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 1	1 件 に つき	1 , 8 6 1 , 0 0 0 円

			00戸を超え200戸以下のもの		
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき	2,666,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき	3,263,000円
		増築	一戸建の住宅	1件につき	61,000円
		又は改築	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき	149,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき	241,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25	1件につき	475,000円

				戸以下のもの			
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が2 5戸を超え50 戸以下のもの	1件につき	866,000円	
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が5 0戸を超え10 0戸以下のもの	1件につき	1,508,000円	
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が1 00戸を超え2 00戸以下のも の	1件につき	2,792,000円	
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が2 00戸を超え3 00戸以下のも の	1件につき	3,998,000円	
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が3 00戸を超える もの	1件につき	4,895,000円	
		(摘要)					

		<p>長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づき、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の額は、この項に定める額に、第1項で定める手数料額を加算した額とする。</p>				
81	長期優良住宅 維持保全計画 認定申請手 料	長期優良住 宅普及促進 法第5条第 6項又は第 7項の規定 による長期 優良住宅建 築等計画の 認定の申請 に対する審 査	申請に建	一戸建の住宅	1件につき	12,000円
			係る長	共同住宅等であ	1件につき	23,000円
			期優良行	って、建築物全体		
			住宅建為	の住戸の数が5		
			築等計な	戸以下のもの		
			画が、登し	共同住宅等であ	1件につき	39,000円
録住宅	って、建築物全体					
性能評	の住戸の数が5					
価機関	戸を超え10戸					
により	以下のもの					
長期優	共同住宅等であ	1件につき	61,000円			
良住宅	って、建築物全体					
普及促	の住戸の数が1					
進法第	0戸を超え25					
6条第	戸以下のもの					
1項第	共同住宅等であ	1件につき	106,000円			
1号に	って、建築物全体					
掲げる	の住戸の数が2					
基準に	5戸を超え50					
適合し	戸以下のもの					
ている	共同住宅等であ	1件につき	174,000円			
と認め	って、建築物全体					
られた	の住戸の数が5					
もので						

ある場合	0戸を超え100戸以下のもの		
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき	290,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき	362,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき	397,000円
上記以外の場合	一戸建の住宅	1件につき	61,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき	149,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸	1件につき	241,000円

				以下のもの		
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が1 0戸を超え25 戸以下のもの	1件につき	475,000円
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が2 5戸を超え50 戸以下のもの	1件につき	866,000円
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が5 0戸を超え10 0戸以下のもの	1件につき	1,508,000円
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が1 00戸を超え2 00戸以下のも の	1件につき	2,792,000円
				共同住宅等であ って、建築物全体 の住戸の数が2 00戸を超え3 00戸以下のも の	1件につき	3,998,000円
				共同住宅等であ	1件につき	4,895,

				って、建築物全体つき の住戸の数が3 00戸を超える もの	000円
		(摘要) 共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料(長期優良住宅普及促進法第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限る。)の額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。			
82	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	第80項に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	
		(摘要) 第80項の摘要の規定は、この項の規定による長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料について準用する。			
		長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	1,700円	
83	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請	長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	第81項に掲げる区分に応じ、そ	

	手数料				それぞれ金額 の欄に定め る額に2分 の1を乗じ て得た額
		(摘要) 第81項の摘要の規定は、この項の規定による長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料について準用する。			
84	長期優良住宅 建築等計画の 認定に基づく 地位の承継の 承認申請手 料	長期優良住宅普及促進法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査	1件につき	1,700円	
85	認定長期優良 住宅建築等計 画に基づく建 築に係る住宅 の容積率の特 例許可申請手 料	長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例に係る許可の申請に対する審査	1件につき	192,000円	
86	低炭素建築物 新築等計画認 定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第14	一戸建の住宅 共同住宅等 床面積の合計が300平方メートル未満	1件につき 5,000円 1件につき 9,000円

	という。) 条第1項に	のもの		
	第53条の	規定する登録建築物	床面積	1件に
	規定による	エネルギー消費性能判定	の合計	つき
	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により低炭素化促進法第54条第1項に掲げる基準に適合していると認められたもの又はこれと同等の省エネルギー性能を満たすものとして、品	が300	20,000
			メートル以上	0円
			2,000	
			メートル未満	
			のもの	
			床面積	1件に
			の合計	つき
			が2,000	45,000
			平方メートル以上	0円
			5,000	
			平方メートル未満	
			のもの	
			床面積	1件に
			の合計	つき
			が5,000	81,000
			平方メートル	0円

			を受けたものである場合	トル以上のもの		
				非住宅建築物の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	9,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	17,000円
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方	1件につき	27,000円

				方メー トル未 満のも の		
				床面積 の合計 が2,0 00平 方メー トル以 上5,0 00平 方メー トル未 満のも の	1件に つき	81,00 0円
				床面積 の合計 が5,0 00平 方メー トル以 上10, 000 平方メ ートル 未満の もの	1件に つき	127,0 00円
				床面積	1件に	161,0

					の合計つき が10, 000 平方メ ートル 以上2 5,00 0平方 メート ル未満 のもの	00円
					床面積1件に の合計つき が25, 000 平方メ ートル 以上の もの	201,000円
			上記以外の 場合	一戸誘 建の導 住宅仕 様基 準 ( 建 築 物	床面積1件に の合計つき が20 0平方 メート ル未満 のもの	18,000円
					床面積1件に の合計つき が20	19,000円

					エ ネ ル ギ	0 メ ル の	平 一 以 上 の もの		
					— 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 ( 平 成 2 8 年 經 濟 産 業 省 ・				

国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。) 第10条第2号イ

				( 2 ) 及 び 口 ( 2 ) に 定 め る 基 準 を い う 。 以 下 同 じ 。) に よ る 場 合			
				誘	床面積	1件に	25,000

				導 仕 様 ・ 計 算	の が 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	合 計 つ き		0 円
				併 用 法 ( 基 準 省 令 第 1 0 条 第 2 号 イ ( 1 ) 及 び ロ ( 2	床 面 積 の 合 計 つ き が 2 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の もの	1 件 に	2 8 , 0 0	0 円

）に定める基準又は同号イ（２）及びロ（１）に定める基準により

					評価する方法をいう。以下同じ。) による場合		
					上記以外の場合	床面積の合計が20平方メートル未満のもの	1件につき34,000円
						床面積の合計	1件につき38,000円

					が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 品		
	共 同 住 宅 等	誘 導 仕 様 基 準 に	床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 物 品	1 件 に つ き	3 3 , 0 0 0 円		
		よ る 場 合	床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 物 品	1 件 に つ き	5 7 , 0 0 0 円		
			床 面 積 の 合 計 が 2 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以	1 件 に つ き	1 0 3 , 0 0 0 円		

					上 5, 0 0 0 平 方メー トル未 満のも の		
					床面積 の合計 が 5, 0 0 0 平 方メー トル以 上のも の	1 件に つき	1 5 6, 0 0 0 円
				誘導 仕様が ・メー 計ル未 算のもの	床面積 の合計 が 3 0 0 平方 ・メー トル未 満の もの	1 件に つき	5 1, 0 0 0 円
				併用 法によ る場合 合	床面積 の合計 が 3 0 0 平方 メー トル以 上 2, 0 0 0 平方	1 件に つき	8 5, 0 0 0 円

					メー トル未 満の もの		
					床面積 の合計 が2,0 00平 方メー トル以 上5,0 00平 方メー トル未 満の もの	1件に つき	149,0 00円
					床面積 の合計 が5,0 00平 方メー トル以 上の もの	1件に つき	217,0 00円
				上 記 以 外 の 場	床面積 の合計 が30 0平方 メートル未 満	1件に つき	69,00 0円

					合	の	もの		
						床面積	1 件 に	1 1 5 , 0	
						の合計	つき	0 0 円	
						が 3 0			
						0 平方			
						メートル			
						ル以上			
						2 , 0 0			
						0 平方			
						メートル			
						ル未満			
						のもの			
						床面積	1 件 に	1 9 6 , 0	
						の合計	つき	0 0 円	
						が 2 , 0			
						0 0 平			
						方メー			
						トル以			
						上 5 , 0			
						0 0 平			
						方メー			
						トル未			
						満のも			
						の			
						床面積	1 件 に	2 8 2 , 0	
						の合計	つき	0 0 円	
						が 5 , 0			
						0 0 平			
						方メー			

					トル以 上のも の			
				非住 宅建 築物	モ デ ル 建 築 物 基 準 A ( 基 準 省 令 第 1 0 号 イ ( 2 ) 及	床面積 の合計 が30 0平方 メートル 未満 のもの	1件に つき	87,000 0円
						床面積 の合計 ( が30 0平方 メートル 以上 1,00 0平方 メートル 未満 のもの	1件に つき	111,000 00円
						床面積 の合計 が1,0 00平 方メー トル以 上2,0 00平	1件に つき	146,000 00円

				び方メー		
				口トル未		
				(満のも		
				2の		
				)	床面積	1件に237,0
				に	の合計	つき 00円
				定	が2,0	
				め	00平	
				る	方メー	
				基	トル以	
				準	上5,0	
				を	00平	
				い	方メー	
				う	トル未	
				。満のも		
				以の		
				下	床面積	1件に309,0
				同	の合計	つき 00円
				じ	が5,0	
				。)	00平	
				に	方メー	
				よ	トル以	
				る	上10,	
				場	000	
				合	平方メ	
					ートル	
					未満の	
					もの	
					床面積	1件に371,0

					の合計つき が10, 000 平方メ ートル 以上2 5,00 0平方 メート ル未満 のもの	00円
					床面積1件に の合計つき が25, 000 平方メ ートル 以上の もの	436,000円
				上 記 以 外 の 場 合	床面積1件に の合計つき が30 0平方 メート ル未満 のもの	228,000円
					床面積1件に の合計つき が30	286,000円

					0 平 方 メ ー ト ル 以 上 1, 0 0		
					0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の		
					床 面 積 の 合 計 が 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	1 件 に つき	3 6 9, 0 0 0 円
					床 面 積 の 合 計 が 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 5, 0 0 0 平 方 メ ー	1 件 に つき	5 2 6, 0 0 0 円

					トル未 満のも の		
					床面積 の合計 が5,0 00平 方メー トル以 上10, 000 平方メ ートル 未満の もの	1件に つき	648,0 00円
					床面積 の合計 が10, 000 平方メ ートル 以上2 5,00 0平方 メート ル未満 のもの	1件に つき	766,0 00円
					床面積 の合計	1件に つき	874,0 00円

					が 2 5 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の もの	
		<p>( 摘 要 )</p> <p>1 複 合 建 築 物 に 係 る 低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計 画 認 定 申 請 手 数 料 の 額 は 、 当 該 複 合 建 築 物 を 住 宅 部 分 と 非 住 宅 部 分 と に 区 分 し 、 住 宅 部 分 に つ い て は そ の 単 位 住 戸 の 数 が 一 で あ る 場 合 に あ っ て は 一 戸 建 て の 住 宅 と 、 そ の 他 の 場 合 に あ っ て は 共 同 住 宅 等 と 、 非 住 宅 部 分 に つ い て は 非 住 宅 建 築 物 と そ れ ぞ れ み な し て 手 数 料 の 額 を 算 定 し た 場 合 の 当 該 手 数 料 の 額 に 相 当 す る 額 の 合 計 額 と す る 。</p> <p>2 低 炭 素 化 促 進 法 第 5 4 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 法 第 6 条 第 1 項 に 規 定 す る 建 築 基 準 関 係 規 定 に 適 合 す る か ど う か の 審 査 の 申 出 が あ っ た 場 合 の 手 数 料 の 額 は 、 こ の 項 に 定 め る 額 に 、 第 1 項 で 定 め る 手 数 料 額 を 加 算 し た 額 と す る 。</p>				
8 7	低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計 画 変 更 認 定 申 請 手 数 料	低 炭 素 化 促 進 法 第 5 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計 画 の 変 更 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	1 件 に つ き	前 項 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 金 額 の 欄 に 定 め る 額 に 2 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 額		
		<p>( 摘 要 )</p> <p>1 前 項 の 摘 要 の 規 定 は 、 こ の 項 の 規 定 に よ る 低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計 画 変 更 認 定 申 請 手 数 料 に つ い て 準 用 す る 。</p>				

		2 低炭素化促進法第55条第2項の規定に基づき、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、この項に定める額に、第1項で定める手数料額を加算した額とする。			
88	特定建築物の建築等の計画に係る適合通知申請手数料	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定による特定建築物の建築等の計画に係る適合通知の申出に係る同条第5項の規定による通知に対する審査	第1項に定める手数料の額とする。		
89	優良住宅新築認定申請手数料	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、第63条第3項第6号若しくは第7号口又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	床面積の合計が100平方メートル以下	1件につき	6,200円
			床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下	1件につき	8,600円
			床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件につき	13,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1件につき	35,000円

					床面積の合計が11件につき43,000,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき			0円
					床面積の合計が51件につき58,000,000平方メートルを超えるとき			0円
90	マンションの建替え又は更新による容積率又は各部分高さの特例許可申請手数料	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第63条の59第1項の規定によるマンションの建替え又は更新による容積率又は各部分の高さの特例に係る許可の申請に対する審査				1件につき		192,000円
91	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物省エネルギー法第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	一戸建ての住宅	仕様基準（基準省令第11条第1項第2号及び	床面積の合計が20平方メートル未満のもの	1件につき		17,000円
					び口床面積の合計が20平方メートル以上のもの	1件につき		18,000円

			合		
			仕様・計 算併用 基準(基 準省令 第1条 第1項 第2号	床面積 の合計 が20 0平方 メートル 未満 のもの	1件に つき 25,000 円
			イ(1) 及びロ (2)に 定める 基準又 は同号 イ(2) 及びロ (1)に 定める 基準に より評 価する 方法を いう。以 下同 じ。)に よる場 合	床面積 の合計 が20 0平方 メートル 以上 のもの	1件に つき 28,000 円
			その他 の場合	床面積 の合計	1件に つき 34,000 円

				が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 物		
				床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物	1 件 に つき	3 8 , 0 0 0 円
		共同住宅等	仕様基 準によ る場合	床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 物	1 件 に つき	3 2 , 0 0 0 円
				床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満	1 件 に つき	5 7 , 0 0 0 円

				のものの		
				床面積 の合計 が2,0 00平 方メー トル以 上5,0 00平 方メー トル未 満のも の	1件に つき	103,0 00円
				床面積 の合計 が5,0 00平 方メー トル以 上のも の	1件に つき	155,0 00円
			仕様・計 算併用 法によ る場合	床面積 の合計 が30 0平方 メー トル未 満 のもの	1件に つき	51,00 0円
				床面積	1件に	85,000

				の合計つき が30 0平方 メートル 以上 2,00 0平方 メートル 未満 のもの	0円
				床面積1件に の合計つき が2,0 00平 方メー トル以 上5,0 00平 方メー トル未 満のも の	149,0 00円
				床面積1件に の合計つき が5,0 00平 方メー トル以 上のも	217,0 00円

					の		
				その他 の場合	床面積 の合計 が30 0平方 メートル 未満 のもの	1件に つき	69,00 0円
					床面積 の合計 が30 0平方 メートル 以上 2,00 0平方 メートル 未満 のもの	1件に つき	115,0 00円
					床面積 の合計 が2,0 00平 方メー トル以 上5,0 00平 方メー トル未	1件に つき	195,0 00円

				満 の も の		
				床面積 の合計 が5,0 00平 方メー トル以 上のも の	1 件 に つき	280,0 00円
		非住宅部分 が工場等 ある場合 (以下「特 定非住宅建 築物」とい う。)	モデル 建築物 基準 B (基準 省令第 1条第 1項第 1号口 に定め る基準 をいう。 以下同 じ。)に よる場 合	床面積 の合計 が30 0平方 メートル 未満 のもの	1 件 に つき	18,00 00円
				床面積 の合計 が30 0平方 メートル 未満 のもの	1 件 に つき	25,00 00円
				床面積	1 件 に	36,000

				の合計つき が1,0 00平 方メー トル以 上2,0 00平 方メー トル未 満のも の	0円
				床面積1件に の合計つき が2,0 00平 方メー トル以 上5,0 00平 方メー トル未 満のも の	89,000 0円
				床面積1件に の合計つき が5,0 00平 方メー トル以	135,000 00円

				上 10, 000 平方メ ートル 未 満 の もの		
				床 面 積 の 合 計 が 10, 000 平方メ ートル 以 上 2 5,00 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 のもの	1 件 に つき	168,0 00円
				床 面 積 の 合 計 が 25, 000 平方メ ートル 以 上 の もの	1 件 に つき	207,0 00円
			上 記 以 外 の 場 合	床 面 積 の 合 計 が 30	1 件 に つき	22,00 0円

				0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の		
				床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	1 件 に つき	2 9, 0 0 0 円
				床 面 積 の 合 計 が 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	1 件 に つき	4 1, 0 0 0 円
				床 面 積 の 合 計	1 件 に つき	9 5, 0 0 0 円

				が 2, 0 0 0 平 方メー トル以 上 5, 0 0 0 平 方メー トル未 満の もの		
				床面積 の合計 が 5, 0 0 0 平 方メー トル以 上 1 0, 0 0 0 平方メ ートル 未満の もの	1 件に つき	1 4 1, 0 0 0 円
				床面積 の合計 が 1 0, 0 0 0 平方メ ートル 以上 2	1 件に つき	1 7 5, 0 0 0 円

				5,000平方メートル未満のもの		
				床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき	216,000円
			一般非住宅建築物（一戸建ての住宅、共同住宅等及び特定非住宅建築物以外の建築物をいう。以下同じ。）	モデル建築物基準Bによる場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき87,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	105,000円

				ル未満 のもの		
				床面積 の合計 が1,0 00平 方メー トル以 上2,0 00平 方メー トル未 満のも の	1件に つき	138,0 00円
				床面積 の合計 が2,0 00平 方メー トル以 上5,0 00平 方メー トル未 満のも の	1件に つき	223,0 00円
				床面積 の合計 が5,0	1件に つき	291,0 00円

				0 0 平 方メー トル以 上10, 0 0 0 平方メ ートル 未満の もの		
				床面積 の合計 が10, 0 0 0 平方メ ートル 以上2 5, 0 0 0 平方 メートル 未満 のもの	1 件に つき	3 4 9, 0 0 0 円
				床面積 の合計 が25, 0 0 0 平方メ ートル 以上の もの	1 件に つき	4 1 0, 0 0 0 円

			上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	227,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	270,000円
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	347,000円

				の		
				床面積	1 件 に	4 9 5 , 0
				の合計	つき	0 0 円
				が 2 , 0		
				0 0 平		
				方メー		
				トル以		
				上 5 , 0		
				0 0 平		
				方メー		
				トル未		
				満のも		
				の		
				床面積	1 件 に	6 1 0 , 0
				の合計	つき	0 0 円
				が 5 , 0		
				0 0 平		
				方メー		
				トル以		
				上 1 0 ,		
				0 0 0		
				平方メ		
				ートル		
				未満の		
				もの		
				床面積	1 件 に	7 2 0 , 0
				の合計	つき	0 0 円
				が 1 0 ,		
				0 0 0		

			平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
			床面積1件の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき	822,000円
<p>(摘要)</p> <p>1 工場等とは、工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途のみに供する建築物をいう。</p> <p>2 共同住宅等に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。</p> <p>3 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一で</p>					

		ある場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場等のみに供するものである場合にあつては特定非住宅建築物と、その他の場合にあつては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。					
9 2	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料	建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する消費性能適合性判定の申請に対する審査	1 件につき	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料に2分の1を乗じて得た額			
		<p>(摘要)</p> <p>1 前項の摘要の規定は、この項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料について準用する。</p> <p>2 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定により国土交通省令で定める軽微な変更にあつてしていることを証する書面の交付に関する手数料は、この項に定める額と同額とする。</p>					
9 3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物省エネ法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の	申請に係る	一戸建ての住宅	1 件につき	5,000 円	
			建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件につき	9,000 円
			建築物エネルギー消費性能判定機		床面積の合計	1 件につき	20,000 円

		申請に対する審査	関又は登録住宅性能評価機関により、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして規則で定めるものである場合	計が300	つき	0円	
				平方メートル以上2,			
				000平方メートル未満のもの			
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件に	45,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件に	81,000円	
				非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件に	9,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方	1件に	17,000円

				メートル未 満のもの		
				床面積の合 計が1,0 00平方メ ートル以上 2,000 平方メー トル未満の もの	1 件 に つき	27,00 0円
				床面積の合 計が2,0 00平方メ ートル以上 5,000 平方メー トル未満の もの	1 件 に つき	81,00 0円
				床面積の合 計が5,0 00平方メ ートル以上 10,00 0平方メー トル未満の もの	1 件 に つき	127,0 00円
				床面積の合 計が10, 000平方	1 件 に つき	161,0 00円

				メートル以上25,000平方メートル未満のもの			
				床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき	201,000円	
上記以外の場合	一戸建ての住宅	誘導仕様の基準に	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	18,000円		
				よる場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	19,000円
						誘導仕様の	床面積の合計が200平方メートル

				計 算 併 用 法 に よ る 場 合	ル未満 のもの 床面積 の合計 が20 0平方 メートル 以上の もの	1件に つき 28,000 円	
				上 記 以 外 の 場 合	床面積 の合計 が20 0平方 メートル 未満 のもの	1件に つき 34,000 円	
					床面積 の合計 が20 0平方 メートル 以上の もの	1件に つき 38,000 円	
			共同 住宅 等	誘 導 仕 様 基	床面積 の合計 が30 0平方 メートル	1件に つき 33,000 円	

					準 ル 未 満 に の 物 の 物		
					よ 床 面 積 1 件 に の 合 計 つき	5 7 , 0 0	0 円
					場 が 3 0 合 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 物		
					床 面 積 1 件 に の 合 計 つき	1 0 3 , 0	0 0 円
					が 2 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 5 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 物 の		
					床 面 積 1 件 に の 合 計 つき	1 5 6 , 0	0 0 円
					が 5 , 0 0 0 平		

					方メー トル以 上のも の		
					誘導 仕様が 計 算	床面積 の合計 が30 0平方 ・メー トル未 満の もの	1件に つき 51,00 0円
					併用 法に よる 場合	床面積 の合計 が30 0平方 メートル 未満 のもの	1件に つき 85,00 0円
						床面積 の合計 が2,0 00平 方メー トル以 上5,0	1件に つき 149,0 00円

					00平方メートル未満のもの		
					床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき	217,000円
					上記以外の場合	1件につき	69,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル	1件につき	115,000円

					ル未満 のもの		
					床面積 の合計 が2,0 00平 方メー トル以 上5,0 00平 方メー トル未 満のも の	1件に つき	196,0 00円
					床面積 の合計 が5,0 00平 方メー トル以 上のも の	1件に つき	282,0 00円
				非住モ 宅建デ 築物ル 建 築 物 基	床面積 の合計 が30 0平方 メー トル未 満 のもの	1件に つき	87,00 0円

					準	床面積	1 件 に	1 1 1 , 0
					A	の合計	つき	0 0 円
					に	が 3 0		
					よ	0 平 方		
					る	メ ー ト		
					場	ル 以 上		
					合	1 , 0 0		
						0 平 方		
						メ ー ト		
						ル 未 満		
						の も の		
						床面積	1 件 に	1 4 6 , 0
						の合計	つき	0 0 円
						が 1 , 0		
						0 0 平		
						方 メ ー		
						トル 以		
						上 2 , 0		
						0 0 平		
						方 メ ー		
						トル 未		
						満 の も		
						の		
						床面積	1 件 に	2 3 7 , 0
						の合計	つき	0 0 円
						が 2 , 0		
						0 0 平		
						方 メ ー		
						トル 以		

					上 5, 0 0 0 平 方メー トル未 満のも の		
					床面積 の合計 が5, 0 0 0 平 方メー トル以 上10, 0 0 0 平方メ ートル 未満の もの	1 件 に つき	3 0 9, 0 0 0 円
					床面積 の合計 が10, 0 0 0 平方メ ートル 以上2 5, 0 0 0 平方 メー トル未 満	1 件 に つき	3 7 1, 0 0 0 円

					の 物 の		
					床 面 積	1 件 に	4 3 6 , 0
					の 合 計	つき	0 0 円
					が 2 5 ,		
					0 0 0		
					平 方 メ		
					ー ト ル		
					以 上 の		
					物 の		
				上	床 面 積	1 件 に	2 2 8 , 0
				記	の 合 計	つき	0 0 円
				以	が 3 0		
				外	0 平 方		
				の	メ ー ト		
				場	ル 未 満		
				合	の 物 の		
					床 面 積	1 件 に	2 8 6 , 0
					の 合 計	つき	0 0 円
					が 3 0		
					0 平 方		
					メ ー ト		
					ル 以 上		
					1 , 0 0		
					0 平 方		
					メ ー ト		
					ル 未 満		
					の 物 の		
					床 面 積	1 件 に	3 6 9 , 0
					の 合 計	つき	0 0 円

					が 1, 0 0 0 平 方メー トル以 上 2, 0 0 0 平 方メー トル未 満のも の		
					床面積 の合計	1 件に つき	5 2 6, 0 0 0 円
					が 2, 0 0 0 平 方メー トル以 上 5, 0 0 0 平 方メー トル未 満のも の		
					床面積 の合計	1 件に つき	6 4 8, 0 0 0 円
					が 5, 0 0 0 平 方メー トル以 上 1 0,		

					0 0 0 平方メ ートル 未満の もの		
					床面積 の合計 が10, 000 平方メ ートル 未満の もの	1 件に つき	7 6 6 , 0  0 0 円
					床面積 の合計 が25, 000 平方メ ートル 以上の もの	1 件に つき	8 7 4 , 0  0 0 円
		<p>(摘要)</p> <p>1 共同住宅等において、共用部分の床面積を除いて認定を受けようとする場合の手数料の額は、床面積の合計から共用部分の床面積を除いた床面積を当該認定に係る床面積</p>					

		<p>の合計とみなして算定したときの手数料の額に相当する額とする。</p> <p>2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p> <p>3 申請建築物（建築物省エネ法第29条第3項の申請建築物をいう。以下同じ。）及び他の建築物（同項の他の建築物をいう。以下同じ。）の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれこの項に定める額の合計額とする。</p> <p>4 建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づき、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、この項に定める額に、第1項で定める手数料額を加算した額とする。</p>	
94	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>建築物省エネ法第31条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(摘要)</p> <p>1 前項の摘要の規定は、この項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について準用</p>	<p>1件につき建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に2分の1を乗じて得た額</p>

	<p>する。</p> <p>2 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。）ごとにそれぞれ前項若しくはこの項に定める額又はそれらの額の合計額とする。</p> <p>3 建築物省エネ法第31条第2項の規定により準用される建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づき、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、この項に定める額に、第1項で定める手数料額を加算した額とする。</p>		
95	法の規定による道路の位置の指定等に係る図面の写しの交付に関する手数料	1件につき	400円
96	法第93条の2に規定する国土交通省令で定める書類の写しの交付に関する手数料	1件につき	400円
97	建築台帳記載事項証明書の交付に関する手数料	1件につき	400円